

安心部会報告書（案）

- 1 すべての人々が健康であるために・・・・・・・・ 3
- 2 誰もがいきいきと暮らしていくために・・・・・・・・ 6
- 3 互いに尊重しあって生きていくために・・・・・・・・ 10

安心部会報告

安心部会は、平成28年4月27日開催の基本構想審議会（第2回）において付託を受けた事項【保健医療、障害者福祉、高齢者福祉、生活衛生、子育て支援、男女共同参画等】について、計4回の部会を開催し、調査・審議してまいりました。

ここに、当部会の審議結果について報告いたします。

<審議経過>

第1回 4月27日

- ・副部会長の選出について
- ・本区を取り巻く社会経済情勢と新たな課題・方向性について
- ・安心部会における検討項目について

第2回 5月16日

- ・区民意識調査のクロス集計結果について
- ・安心部会における現況と課題（素案）について

第3回 6月13日

- ・他道府県の方々から見た中央区について
- ・第2回部会でのご意見等を踏まえた対応状況について
- ・安心部会における現況と課題（修正案）について
- ・安心部会における施策の方向性（素案）について

第4回 7月25日

- ・第3回部会でのご意見等を踏まえた対応状況について
- ・安心部会報告書（案）について
- ・安心部会報告概要（案）について

平成28（2016年）8月

部会長 和気 康太

中央区基本構想審議会「安心部会」委員・幹事

部会長	和 気 康 太	明治学院大学社会学部教授
副部会長	榊 原 美 樹	明治学院大学社会学部講師
委 員	押 田 まり子	中央区議会議長
委 員	渡 部 博 年	中央区民クラブ幹事長
委 員	青 木 か の	改革2020幹事長
委 員	鹿 島 新 吾	月島地域町会連合会会長
委 員	中 野 耕 佑	中央区社会福祉協議会会長
委 員	小 林 高 光	中央区シルバー人材センター会長
委 員	三 田 富貴子	中央区女性ネットワーク会長
委 員	市 川 尚 一	中央区医師会会長
委 員	中 山 華 子	公募区民
委 員	松 本 紗 智	公募区民
委 員	齊 藤 進	中央区副区長
(前委員)	鈴 木 久 雄	前中央区議会議長
幹 事	平 林 治 樹	企画部長
幹 事	田 中 武	総務部長
幹 事	黒 川 眞	福祉保健部長
幹 事	古田島 幹 雄	高齢者施策推進室長
幹 事	中 橋 猛	中央区保健所長
幹 事	濱 田 徹	企画財政課長
幹 事	御 郷 誠	企画部副参事（都心再生・計画担当）
幹 事	吉 原 利 明	総務課長

1 すべての人々が健康であるために

(1) 現況と課題

生涯を安心して暮らしていくためには、一人一人が健康の大切さを自覚し、心身の健康を保持していく必要があります。このため、単なる平均寿命の延伸だけではなく、「健康寿命の延伸」を目指すとともに、病気や障害があっても自分の価値観に基づいて、満足感が得られるように「主観的健康観の向上」に向けて健康づくりに取り組んでいくことが大切です。

本区では、30歳代、40歳代を中心とした子育て世帯が増加しています。このため、妊娠・出産・育児に関わる母子の健康支援対策にきめ細かく取り組むことにより、母親の不安が軽減され、安心して子育てができる環境の充実が求められています。

また、全国的な傾向と同様、本区においても主要な死亡原因では、がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が上位を占めています。このため、子どもの頃から正しい生活習慣を身につけ、高齢になっても健康でいられるよう、生涯を通じた健康づくりが重要となっているとともに、食育の推進などを通じて、栄養バランスの偏り、不規則な食生活の改善等、生活習慣病の予防につながる取組が必要です。

加えて、心の病気の予防法の普及・啓発や、身近な人の心の危機に気づくための環境づくりが求められています。

また、本区は、銀座・日本橋・築地など、国内外から多くの観光客が訪れる日本を代表するにぎわいのまちであり、食文化の拠点でもあります。こうした区の特性を踏まえて生活衛生の向上や感染症対策に取り組み、医療機関との連携を強化し区民の健康被害の発生予防や拡大防止を図る必要があります。

さらに、区民の命と健康を守るためには、必要な医療を、誰もが、いつでも、どこでも、適切に受けることができる体制が不可欠です。このため、かかりつけの医師、歯科医師、薬剤師の普及・定着、在宅医療や緊急時の対応など、医療機関相互の連携の下、区民が必要とする医療サービスが切れ目なく提供できる医療環境の整備に向けた一層の取組が求められています。

(2) 施策の方向性

① ライフステージに応じた健康づくり

(ア) 母と子の健康の確保・増進

出生数が増加する一方、核家族化により、妊娠・出産・育児にあたり、家族などから身近な支援を得ることが難しい家庭も増えることが想定されます。また、共働き世帯の増加や就労形態の多様化がさらに

進み、出産・育児に関するニーズはますます高度化すると考えられます。

そのため、出産・育児を行うすべての保護者が孤立感や不安感を感じることなく、心身ともに健康に子育てできる環境を整えることが重要です。また、困りごとがあったときには、身近な場所で相談ができ、支援を必要とする家庭が適切なサポートを受けることができる環境づくりが求められます。

(イ) 若年期からの生涯を通じた健康づくり

区民の健康寿命延伸を図る上で、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病やストレス等に起因する心の病気への取組は引き続き重要となります。

生活習慣病の発症・進行には、食生活、運動、喫煙、口腔ケア等の習慣や生活環境が大きく影響することから、若年から高齢までの幅広い年齢層の区民がそれぞれのライフスタイルに応じて手軽に健康づくりに取り組み、長期に続けられるような支援方法の構築や、受動喫煙防止対策を進めるなどの環境づくりが求められます。

また、多くの人々が心の不調や自殺予防についての正しい知識を持ち、必要な時に早期に相談や治療につなげることが必要です。

(ウ) ライフステージに応じた食育の推進

社会環境の変化や、ライフスタイルの多様化に伴い、今後も食を取り巻く環境は変化を続けることが予想されます。そのような変化の中でも、食べることは健康で幸福な生活を送るための基本的な営みです。

そのため、区民一人一人が食べることを大切にとらえ、正しい知識や食を選ぶ力を身につけ実践するための支援が必要です。

さらに、望ましい食生活を次世代に伝えていくため、家庭や地域、学校・保育所等の連携を強化し、子どもから高齢者に至るまで生涯を通じた食育の推進が求められます。

② 健康危機管理対策の推進

(ア) 感染症対策

今後も感染性胃腸炎や、季節性インフルエンザ等、一般的な感染症だけでなく、新型インフルエンザ等の新興感染症やデング熱等の亜熱帯の感染症が流行する懸念があります。

また、観光やビジネスの拠点である本区では、内外からさらに多く

の旅行者が訪れることが予想され、感染症対策の重要性はさらに増していくと考えられます。

そのため、予防方法の普及・啓発や、平常時よりの情報共有、患者発生時の調査、検査、および保健指導などの確実な対応が必要です。さらに、国や東京都、関係機関と連携しながら旅行者が多い本区の特性を踏まえた体制の充実・整備を推進することが求められます。

(イ) 生活衛生の向上

本区には数多くの飲食店などの食品関連事業所や理・美容所、興行場などの環境関連施設、また診療所や薬局等医療提供施設があります。

そのため、それぞれの施設の特性を踏まえた衛生管理を行うことは、区民や多くの来街者が安全・安心かつ快適に施設を利用する上で欠かせません。

そこで、それぞれの事業者が適切に衛生管理を行えるよう、区民の食生活の安全を守り、また健康被害を未然に防止するために、区と各事業者団体などとの連携を強化し、衛生的で快適な生活環境を確保していく必要があります。

(ウ) 安全・安心な医療の確保

生涯を通じて、病気と共存しながら自分らしい生活の維持・向上を図るための医療の必要性は高まっていくものと予想されます。

そのため、区民が住み慣れた地域で多様化する医療ニーズに応じて適切な医療を選択できるよう、区民に対して正確な医療情報を提供する必要があります。

また、診療所、薬局などと連携を図り、区民が安全に安心して医療を受けることができる体制づくりが重要です。

2 誰もがいきいきと暮らしていくために

(1) 現況と課題

本区では、子育て世帯が増加しており、乳幼児人口も平成30（2018）年には1万人を超えると推計されています。加えて、保育ニーズの高まりや子ども・子育て支援に関するニーズの多様化が見られます。このため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じた支援策を受けられるように、保育や子育て環境の整備をはじめとしたさまざまな課題に適時・適切に対応していくことが求められています。

また、人口の増加に伴い、障害者福祉サービスの受給対象者は増加傾向にあります。このため、今まで以上に、障害特性を踏まえ、一人一人のニーズに応じたライフステージを通じた支援が可能となるよう基盤整備と支援体制の充実に取り組む必要があります。

さらに、本区の平成28（2016）年1月1日の高齢化率（65歳以上の人が人口に占める割合）は16.2%で、国の率より10ポイント以上低いものの、高齢者人口は年々増加し、これに伴い、要支援・要介護認定者数も増加しています。高齢者が住み慣れた地域において元気で心豊かな生活を継続できる社会を実現するためには、早期に健康づくりに参加できる機会の提供や身近なところで継続して健康づくりに取り組める環境を整備していく必要があります。加えて、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築が急務となっています。

一方で、従来、公的な福祉サービスは、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉など分野ごとに発展し、質・量ともに充実が図られてきました。しかし、地域に暮らす人々の生活課題が多様化・複雑化する中、分野をまたがる複合的な課題や制度の谷間にある課題が生じてきており、従来の公的な福祉サービスを充実・整備するだけでは対応しきれない状況も見られます。このため、区は地域の総合的なコーディネーターとしての役割を担い、区民が受け手、担い手となった住民相互の助け合いの推進や、福祉関係事業者・団体等と連携した地域福祉の充実に取り組んでいく必要があります。

(2) 施策の方向性

① 子どもが健やかに育つ地域づくり

(ア) 子どもの健やかな育ちの支援

子どもは、乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における子ども同士の関わりや遊びから得られる豊かな感性や探究心、思考力など基本的な生きる力の獲得、学齢期における心身の健全な発達を通じて成長していきます。

乳幼児期は、人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であることから、すべての教育・保育施設において教員・保育士等の資質向上、交流・連携を推進していくことが求められています。特に幼児期においては、多様化する保護者のニーズを受け止めながら、教育・保育の一体的提供を進め、就学前教育の充実と義務教育に至る学びの連続性を確保していくことが必要です。

また、子どもの発達の間から見ると、「育ちに支援を必要とする子ども」については、福祉・保健・医療・教育等の関係機関が相互に連携し、早期発見・早期支援につなげるとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援と見守りを行うことが必要です。

子どもが心身ともに大きく成長する学齢期には、子どもの社会性を育むために、地域の人々や異年齢の子どもたちと交流する機会や場を提供していくことが求められています。そのため、子どもが安心して自由に遊べる場を確保していくとともに、友だちやさまざまな人と触れ合いながら成長できるような環境の充実に取り組んでいくことが必要です。

(イ) 子育て支援

今後も共働きをしながら子育てをしていく家庭は増加し、乳幼児人口の増加や保育ニーズ率の上昇も続くことが想定されます。

そのため、引き続き、保育所等保育施設の整備や安心して働き続けられよう子育て支援サービスの充実が求められます。

そこで、保育を必要とするすべての子どもが保育施設を利用できるような環境を整備していくとともに、在宅で保育をされている方も含め、すべての子育てをする家庭に向けて、きめ細かな子育て支援サービスを充実させていくことが重要です。

さらに、子育てに関する多様な相談に応えられるよう相談員の専門性を高めるなど相談体制の充実を図っていくことが必要です。

(ウ) 地域の中での子育て力の強化

共同住宅に居住する核家族が標準的な世帯構成となり、育児の孤立化により不安感を抱く子育て家庭が今後さらに増加することが想定されます。

そのため、保護者が地域の中で保護者同士や地域の人々をつながりを持つことが求められます。

そこで、子育て家庭が子育てに関して困り事があつたときには、い

つでも身近な地域で相談ができるよう地域ぐるみで支援できる環境づくりが必要です。

② 障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができる環境づくり

(ア) 個のニーズに基づくサービスの提供

今後とも障害者の増加が見込まれ、障害の種別や個々の状況により、それぞれが必要とする支援内容が多様化していくことが想定されます。

そのため、障害のある方がそれぞれの個性や能力をいかしながら、一人一人のニーズとライフスタイルに応じたサービスが受けられる体制をつくっていくことが不可欠です。

そこで、障害者福祉関係機関が相互に連携しながらネットワークを築き、地域の相談支援機能を強化し、障害者一人一人のニーズに基づいたサービスを提供していくことが必要です。

(イ) 地域生活を支える環境づくり

育ちに支援を必要とする子どもが増加する一方、保護者や介護者の高齢化も進み、「親亡き後」の支援を必要とする障害者も増えることが想定されます。

そのため、障害のある方が住み慣れた地域で充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携によるライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を行い、障害者の社会的自立と社会参加を一層促進することが求められます。

そこで、居住の場の拡充や日中活動支援の強化、施設から地域への移行支援や働く機会と場の拡大、さらに就労継続や職場定着など、障害者が安心して暮らせる環境づくりを進めることが必要です。

③ 高齢者が住み慣れたまちでいきいきと暮らし続ける環境づくり

(ア) 社会参加と生きがいづくり

「人生90年時代」を迎えつつある中、元気な高齢者が増える一方で、生きがいや役割などを持たず、社会との関わりが希薄となる高齢者も増加することが想定されます。

そのため、ボランティアや地域活動への参加を促進するほか、一度退職した後に起業したり、NPOを立ち上げるなど、より積極的に社会の第一線でいきいきと活躍できる地域づくりが求められます。

そこで高齢者がこれまで培ってきた能力や経験をいかせるようさまざまな社会参加の場や機会を提供するとともに、高齢者の主体的な活

動を促す環境づくりを進めていくことが必要です。

(イ) 健康づくり（介護予防）の推進

平成37（2025）年には、団塊の世代が後期高齢者となり、介護や医療の需要が増加すると見込まれます。

そのため、一人一人が健康状態に応じて早いうちから、継続して健康づくり（介護予防）に取り組めるよう支援していくことが求められます。

そこで、区内の運動できる施設や地域の活動団体だけでなく、民間による健康づくりサービスを含め、自らの意思で選択して活用できる体制づくりを進めるとともに、身近な場所で運動できる機会を増やすため、区民が主体的に行う健康づくりの輪を広げていくことが重要です。

(ウ) 住み慣れた地域で生活を継続できるサービスの提供

高齢者人口の増加に伴い、一人暮らしの高齢者や認知症の高齢者が増えていく中で、その生活を支えていくために必要な、介護、医療、住まい、生活支援などの社会資源や支え手となる専門職は不足することが想定されます。

そのため、要介護状態になっても残された能力を最大限活用し、介護保険サービスや医療等の適切な支援を受けながら住み慣れた地域で自分らしく生活できる地域包括ケアシステムが定着し、機能していることが求められます。

そこで、介護と医療の連携や地域の社会資源の発掘・活用を推進するほか、高齢者自らが支え手として活動できる環境づくりを行うことで、多様な担い手による生活支援や高齢者が安心して生活できる住まいなど、区の特性や高齢者のニーズに応じたきめ細かいサービスが提供できる体制をつくっていくことが重要です。

(エ) 互いに支え合う仕組みづくり

核家族化の進展や、マンション居住の増加に伴い、高齢者世帯における一人暮らし世帯の割合は今後も高くなることが想定されます。

そのため、高齢者が、地域で孤立することなく、支え合いや日常的な見守り活動が行われ、住み慣れた地域で活動の場や必要な支援・サービスを得ながら安心して暮らすことができるほか、災害時においても適切な対応が行われることが求められます。

そこで、行政や地域住民による見守り活動に加えて、民間事業者などさまざまな主体が重層的に関わることで、一人暮らし高齢者などの孤立防止と高齢者が支え合う地域づくりを推進するほか、災害時における安否確認や避難誘導等の支援体制を強化していく必要があります。

3 互いに尊重しあって生きていくために

(1) 現況と課題

すべての区民が心豊かに暮らせる地域社会を実現するためには、一人一人が個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などの多様性や、多様な価値観を認め合う「共生社会」の実現に向けた積極的な取組が求められています。

また、子育て世代や高齢者、障害のある方などが、安全・安心かつ快適に暮らしていくためには、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりが必要です。道路や設備・施設のハード面のバリアフリー化と同時に、区民一人一人がさまざまな社会的障壁に苦しむ人々を思いやり、積極的な支援に自発的に取り組む「心のバリアフリー」の視点も欠かせません。

このような状況の中、平成28（2016）年4月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」が施行され、今後、「共生社会」実現に向けた全国的な機運の一層の高まりが想定されます。

さらに、本区では、子育て世帯の増加が目覚ましく、共働き世帯も増えていきます。しかし、依然として性別による役割の固定化や偏重が家庭、地域、職場等で見受けられるなど、区民の意識改革や労働環境整備が未だ十分とはいえない状況にあります。

こうしたことから、男女が、家事、育児、家族の介護等すべての家庭生活において責任を分かち合うとともに、仕事、地域活動等すべての社会活動において対等な立場で参画することが一層求められています。

一方で、本区では、高齢者の増加に伴い、権利擁護を必要とする区民の増加が予想されます。このため、認知症高齢者や判断能力が十分ではない方の権利を守り、地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度をはじめとした権利擁護の仕組みの充実と利用促進の取組が求められています。

また、人権や人命に係る重大問題として、高齢者や障害のある方、子ども、配偶者等への虐待や暴力があります。このため、地域全体の虐待防止に関する意識を高め、早期発見・早期対応に努めるとともに、被害者一人一人に応じたきめ細かな支援が必要です。

加えて、近年の社会経済環境の変化に伴い、本区では生活保護受給者が増加しており、同時に稼働年齢層の方の割合が高くなる傾向があります。このため、従来の就労支援に加え、通常の支援では就労が困難な方に対しては多面的で柔軟な支援が必要です。同時に、生活保護に至る前の生活困窮者についても、個々の状況に応じた相談体制や支援策の充実が課題となっています。

(2) 施策の方向性

① 多様性を認め合う社会の構築

(ア) 共生社会の推進

年齢、性別、国籍、障害の有無、多様な価値観など、地域社会はますます多様化・複雑化していくことが想定されます。

そのため、さまざまな違いを越えて、相互に理解し合い、支え合う地域社会の実現に向けて、区民や民間事業者等に対する一層の普及・啓発が求められています。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が契機となってユニバーサルデザインのまちづくりへの機運が高まるものと予想されます。

そのため、区は、区有施設については、率先してより高水準での整備を計画的に進めるとともに、民間建築物については、民間の主体的な取組が可能となるような環境づくりを積極的に進めていく必要があります。

さらに、福祉教育やボランティア体験、各種イベント等のさまざまな場面を通じて、子育て世代や高齢者、障害のある方等への理解を深め、地域全体に思いやりのある福祉の心を醸成していく「心のバリアフリー」への取組も重要です。

また、「障害者差別解消法」の理念も踏まえ、区は、地域において障害者差別解消に率先して取り組む主体として、障害のある方が不自由なく行政サービスを利用し、区政に参画できるよう、行き届いた合理的配慮が提供できる体制づくりを継続的に進めていく必要があります。

加えて、本区では、人口増に伴い動物を飼養する区民が今後も増えていくと想定されます。そのため、飼い主をはじめ広く区民に動物の愛護と適正な飼養について普及・啓発を行い、すべての人に関心と理解を深めていくことが重要です。

(イ) 性別を問わずすべての区民が活躍できる社会の構築

区が活力を維持し続け、成長していくためには、地域社会をはじめとしたあらゆる場面で性別を問わずすべての区民が活躍し、能力を存分に発揮することにより、自己実現を図ることができる社会の構築が不可欠です。

そのため、子どもたちが自らの多様な可能性を伸ばすことができる環境を整えるとともに、男女平等を阻む暴力防止を啓発することが重要です。

また、男女の役割分担の固定化や偏重をなくすための意識啓発をさらに徹底するとともに、仕事と生活を両立できるようにするため、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むことが求められています。

さらに、性別を問わずより多くの区民が、区の政策・方針決定過程や地域活動への参画など身近な場での活躍の機会を一層拡大していくことが大切です。

② すべての人の尊厳が守られる社会の推進

(ア) 権利擁護・虐待防止

今後、認知症高齢者の増加に加え、知的障害者や精神障害者の地域移行の進展に伴い、成年後見事業をはじめとする権利擁護に対するニーズは一層高まるものと予想されます。

そのため、権利擁護の制度や仕組みについて気軽に相談でき、不安なく利用できるよう、社会福祉協議会と連携して、相談窓口を拡充するとともに、市民後見人のさらなる養成に取り組むなど体制の充実を図る必要があります。

また、育児や介護の孤立化などによる子どもや高齢者、障害者への虐待は、誰の身近にも起こりうる問題として、その防止に向けた取組の重要性がさらに増してくるものと想定されます。

そのため、区は、民生・児童委員、警察等の関係機関、NPO法人等による地域の社会資源相互のネットワークの強化を図るとともに、その中心となって虐待根絶に取り組む必要があります。

(イ) 生活困窮者の自立支援

生活困窮者の多くは「失業」をはじめ、「疾病」や「多重債務」など複合的な課題を抱えており、社会経済環境の変化に伴ってその要因はさらに多様化していくと想定されます。

そのため、生活困窮者からの相談にきめ細かに対応し、その状況に応じた適切な支援が提供できるよう相談支援体制の一層の充実が必要です。

さらに、民生委員をはじめとした地域のネットワーク機能を高めて、生活困窮者を早期に相談窓口につなげ、地域の社会資源との協働により社会的自立に向けた幅広い支援を展開していくことが重要です。